

罹災証明書の申請について

1 罹災証明書

罹災証明書とは、地震や台風などの**自然災害**により住家に被害が発生した場合に、被災者からの申請に基づき、市の調査員が国の基準に従い**住家の被害の程度**『全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）』を判定し、証明するものです。

罹災証明書は、主に公的な各種被災者支援制度の適用を受ける際の判断材料として活用されます。

○交付の対象となる方

自然災害等により**住家**に被害を受けたかた。

建物の所有者に限りません。アパートや借家にお住いのかたも交付対象となります。

※何らかの理由により住民票と異なる場所に居住していた場合は、市民課（0564-23-6528）までご相談ください。

※非住家（空き家、店舗、事務所、倉庫等）、カーポートや自家用車、家財等の被害については対象外です。これらの被害については裏面の「**被災証明書**」をご覧ください。

※**火災**による被害については、消防本部（0564-21-9769）が「**り災証明書**」を交付します。

○交付の方法等について

・交付申請があったかたについて、順次現地調査および被害の程度の判定を行い、原則郵送により交付いたしますので、即時交付はできません。

・交付手数料は無料です。

・発行通数に制限はありませんので、予備用等に複数枚分の申請もしていただけます。

○自己判定方式について（裏面に案内あり）

自己判定方式とは、受けた被害が屋根の一部などの軽微な場合に、被災者自身が判定結果を『**準半壊に至らない（一部損壊）**』（**家屋全体の損害割合 10%未満**）とすることに同意する場合の判定方法です。撮影していただいた写真により判定するため、現地調査を省略し、比較的**短期間で罹災証明書を交付することができます**。

※撮影いただいた写真から被害状況が確認出来ない場合には、現地調査を実施し判定となります。

※証明の交付を受けた後に現地調査を希望される場合は、被害認定調査を行います。

※自己判定方式の判定方法については、資産税課（0564-23-6095）までお問合せ下さい。

○申請手続き

■ 窓口申請の場合

「罹災証明書申請書」に必要事項をご記入のうえ、市民課または支所窓口にて申請してください。

【申請書類】

- ・罹災証明書申請書
- ・本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、保険証等） ※被災により持参が困難な場合はご相談ください。
- ・被害状況が確認できる写真 ※自己判定方式を希望する場合のみ
 - ①家屋全体の写真 … 周囲4面から撮影したもの（可能な限り）
 - ②被害箇所全て … 被害の大きさが分かるように遠近から撮影したもの
- ・委任状 ※本人若しくは同一世帯員以外のかたが申請される場合のみ

■ 郵送申請の場合

窓口申請時に必要な書類をご用意いただき、次の申請先までご送付ください。※本人確認書類はコピーで可

【申請先】444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地 市民安全部市民課

■ 電子申請（マイナポータル）の場合 ※マイナンバーカードが必要です。



←QRコードもしくは、マイナポータル内[ぴったりサービス]から
必要事項を入力して申請してください。



裏面あり

2 被災証明書

住家以外の家屋（空き家、店舗、事務所、倉庫等）、カーポートや自家用車、家財等に自然災害等の被害があったことを届出したことを市が証明するものです。

※届出された事実についての証明のため、被害の状況や被害の程度を判定して証明するものではありません。

■ 窓口申請の場合

「被災証明書申請書」に必要な事項をご記入のうえ、市民課または支所窓口にて申請してください。

【申請書類】

- ・被災証明書申請書
- ・本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、保険証等） ※被災により持参が困難な場合はご相談ください。
- ・被害状況が確認できる写真等
- ・委任状（本人若しくは同一世帯員以外のかたが申請される場合のみ）

■ 郵送申請の場合

窓口申請時に必要な書類をご用意いただき、次の申請先までご送付ください。※本人確認書類はコピーで可

【申請先】444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地 市民安全部市民課

自己判定方式の対象になる被害例

○浸水時の場合

床下浸水（フローリングや畳が浸水していない）の場合は、自己判定方式の対象『準半壊に至らない（一部損壊）』（家屋全体の損害割合10%未満）となります。

○地震、風水害の場合

屋根、外壁、基礎、天井、内壁、床、設備等の破損の合計が家屋全体の損害割合10%未満となる場合です。

「被害面積の割合×被害程度」の合計により判定を出すため、下記の場合には、自己判定方式の対象となる可能性があります。対象になるかどうかについて迷われるケースについては、**資産税課（0564-23-6095）**までご相談ください。

例) 台風や地震により、屋根瓦や雨どいが一部破損した



例) 地震により、外壁や基礎が一部破損した



例) 地震により、天井や内壁のクロスが一部破損した



例) 地震により、床の一部に隙間が空いた



※上記の被害箇所がそれぞれ数か所ずつの場合は、被害が複数該当しても、対象となる場合があります。

【問合せ先】

- | | | |
|-------------------------|-----------------|--------------|
| ① 罹災証明や被災証明の申請・発行に関すること | 市民安全部市民課（東庁舎1階） | 0564-23-6528 |
| ② 自己判定方式に関すること | 財務部資産税課（東庁舎3階） | 0564-23-6095 |